

安中市碓氷川右岸拠点商業地への出店に関する公募型プロポーザル実施要領

(令和7年1月31日)

群馬県 安中市 商工課

目 次

- 1 公募の内容
- 2 公募の趣旨
 - (1) 公募の目的
 - (2) 期待する効果
- 3 対象地域の概要
 - (1) 名称
 - (2) 開発予定地
 - (3) 開発予定面積
 - (4) 都市計画区域区分等
 - (5) 位置図・イメージ図等
 - (6) 留意点
- 4 実施スケジュール
- 5 参加の条件
- 6 参加するものの資格
- 7 参加希望者への配布書類
 - (1) 配布期間
 - (2) 配布場所
 - (3) 配布書類
- 8 質問及び回答
 - (1) 質問書の受付期間（提出期限）
 - (2) 提出方法
 - (3) 提出先
 - (4) 回答方法と回答時期
- 9 申込方法（参加申込書の提出）
 - (1) 参加申込書の受付期間（提出期限）
 - (2) 提出物
 - (3) 提出部数
 - (4) 提出方法
 - (5) 提出先
- 10 参加申込書の取扱
- 11 辞退
 - (1) 辞退書の受付期間（提出期限）
 - (2) 提出方法
 - (3) 提出先
- 12 審査方法
 - (1) 一次審査（書類審査）
 - (2) 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング及び質疑応答）
 - (3) 審査結果
 - (4) その他
- 13 審査基準
- 14 覚書の締結
- 15 資格の喪失
- 16 その他の留意事項
- 17 事務局（問合せ先）

1 公募の内容

安中市が新たに用途地域の指定を行い、安中市土地開発公社が商業用地として整備していく土地について、整備完了後に土地を購入し、出店する事業者または開発事業者を募ります。

2 公募の趣旨

(1) 公募の目的

安中市では、都市計画道路3・4・2中宿水口線（市道幹123号線）と新たに開通予定の都市計画道路3・6・10南北中央幹線（以下、「西毛広域幹線道路」といいます。）の交差点を安中市碓氷川右岸拠点商業地（以下、「本エリア」といいます。）として整備し、ショッピングセンターやショッピングモール（以下、「商業施設」といいます。）の誘致を通じて、商業施設を核としたまちづくりを進めていきます。

本エリアは、安中市の東部、安中地区の一部であり、碓氷川に近い農業主体の地域です。周辺1km圏内には、安中市役所、群馬県安中土木事務所、県立高校、私立中高一貫校があります。一方で、大規模な商業施設やスーパーマーケットはなく、コンビニエンスストアやドラッグストアが点在しています。また、本エリアは碓氷川に近接していることから、碓氷川及び支川の氾濫時に浸水が想定される箇所があります。

本エリアのインフラ整備状況は、県道磯部停車場・上野尻線と都市計画道路3・4・2中宿水口線が東西に広がり、令和11年には既存道路と南北に交差する西毛広域幹線道路が開通予定です。また、既設道路に並行するようにJR信越本線が東西に走っており、本エリアから直線距離で約2.3km東にはJR安中駅、約4.5km西にはJR磯部駅があります。

また、安中市では、本エリアの近郊に新駅の整備を検討しており、本エリアが幹線道路と鉄道が交差する広域交通の結節点として、将来的には商業施設との相乗効果により、安中市の新たなまちの拠点となることが期待されています。

以上のことから、本エリアにまちづくりの核となる商業施設を誘致するため、安中市土地開発公社が事業主体となって商業用地の整備を行います。

安中市では、安中市土地開発公社が造成整備した土地を取得し、本エリアで商業施設を運営しようとする者又は開発事業者（以下、「参加希望者」といいます。）を募集するべく、公募型プロポーザルを実施します。参加希望者には公募趣旨に沿った計画案を提案していただき、審査委員会における総合的な審査を行ったうえで、本エリアに進出する事業者を優先交渉権者として決定します。

優先交渉権者には本エリアの整備の初期段階から参画していただき、商業施設の開発に向けて安中市及び安中市土地開発公社に対して具体的な企画案やノウハウ等を提供していただきます。商業用地の整備後は、安中市土地開発公社から土地を取得し、商業施設を運営していただきます。

(2) 期待する効果

- ・本エリアに商業施設が立地し、地域住民の利便性が向上すること。
- ・商業施設を核とし、本エリアを中心に新たなまちのにぎわいが生まれること。
- ・周辺の住環境、自然環境、交通網と調和のとれたまち並みが構成されること。

3 対象地域の概要

(1) 名称 安中市碓氷川右岸拠点商業地

(2) 開発予定地 安中市安中^{まました}字 儘 下 3 9 4 7 番地 1 ほか

(3) 開発予定面積 約 8 ha

- ・開発予定面積は、用途地域指定を行う面積から安中市土地開発公社が取得しない土地（既存建物が存在する土地等）や売却しない土地（道路等）の面積を減じたもので、今後、測量、周辺道路の整備及び地権者交渉の結果等により減少する可能性があります。
- ・そのため、後述の別紙資料に記載する図面において、開発予定面積の表示が一定ではないことを予めご了承ください。
- ・なお、引き渡し時の面積が安中市碓氷川右岸拠点商業地の出店に関する公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」といいます。）に記載する開発予定地の面積よりも減少した場合に生じる損失等について、安中市及び安中市土地開発公社は一切の責を負いません。

(4) 都市計画区域区分等

安中都市計画区域 非線引き都市計画区域 無指定区域（令和 7 年 1 月現在）

安中都市計画区域 非線引き都市計画区域 近隣商業地域（令和 7 年 5 月以降 [予定]）

(5) 位置図・イメージ図等

- ア 別紙 1-1 「位置図」
- イ 別紙 1-2 「西毛広域幹線道路完成時のイメージ図①、②」
- ウ 別紙 2 「安中新駅構想周辺 土地利用構想図（案）」
- エ 別紙 3-1 「碓氷川右岸拠点商業地 造成計画（案）」
- オ 別紙 3-2 「碓氷川右岸拠点商業地 計画横断図」
- カ 別紙 4 「安中市災害対応ガイドブック（抜粋）」

※上記の別紙資料については、以下の注意事項に留意してください。

- ・図で示している区域には、安中市土地開発公社が取得しない土地（既存建物が存在する土地等）や売却しない土地（道路等）を含みます。
- ・西毛広域幹線道路をはじめとした道路等の配置は計画段階のものであり、現地の構成を認識しやすくするための参考で、詳細な位置を表すものではありません。
- ・開発予定地の面積等は、今後、変更となる可能性があります。

(6) 留意点

- ・本エリアの公募にあたり、以下の点にご留意ください。
- ① 本エリアは、今後、安中市土地開発公社により整備が進められる予定ですが、令和 7 年 1 月時点では、地権者交渉状況は未了であり、開発予定地も未買収であること。また、地権者交渉の結果によっては用地買収ができず、事業が中止となる可能性があること。
- ② 整備後の土地の売却金額については、用地取得費、開発区域内の物件補償費、周辺の道路、水路の整備費、その他必要な経費を加味した上で後日決定されること。
- ③ 「2 公募の趣旨」に記載した新駅の計画については、あくまで安中市が独自で検討しているものであり、現時点で実現を担保するものではないこと。

4 実施スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは下記のとおりです。

内容	実施日又は期限
公告	令和7年1月31日（金）
参加希望者への配布書類	令和7年1月31日（金）午前9時から 令和7年3月19日（水）午後5時まで
質問書の受付	令和7年1月31日（金）午前9時から 令和7年2月21日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年2月10日（月）から 令和7年3月7日（金）にかけて順次回答予定
参加申込書の受付期間	令和7年3月10日（月）午前9時から 令和7年3月27日（木）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和7年4月上旬予定
二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング及び質疑応答）	令和7年4月22日（火）予定
優先交渉権者の決定	令和7年5月上旬予定
覚書の締結	優先交渉権者の決定から30日以内

※優先交渉権者決定以降、30日以内に「安中市碓氷川右岸拠点商業地の出店に関する公募型プロポーザルに基づく優先交渉権者の決定に関する覚書」（以下「覚書」といいます。）を締結します。

覚書締結以降の役割分担（案）は、下記を想定しておりますが、覚書締結後に安中市土地開発公社との協議を行ったうえで決定します。

区分	役割分担（案）
安中市土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者交渉、用地買収 ・測量、基本設計、実施設計 ・造成工事
優先交渉権者	<ul style="list-style-type: none"> ・出店計画説明書及び土地利用に係る具体的協議 ・土地造成に関する情報提供、技術的助言 ・地元説明会への協力 ・造成後の土地の購入

※土地売買契約の相手は安中市土地開発公社です。

※契約及び土地引渡しの時期は、優先交渉権者の決定後に、安中市土地開発公社と優先交渉権者で協議のうえ決定します。

また、安中市土地開発公社が想定する事業スケジュールは以下のとおりです。

時期	業務	
令和7年	上期	地権者交渉、優先交渉権者との覚書締結
	下期	地権者交渉、測量、関係機関協議
令和8年	上期	地権者交渉、設計

	下 期	設計、文化財調査（試掘調査）
令和 9 年	上 期	農地転用・開発許可手続、関係機関協議、用地買収
	下 期	関係機関協議、文化財調査（本掘調査）、造成工事発注
令和 1 0 年	上 期	関係機関協議、造成工事
	下 期	造成工事
令和 1 1 年	上 期	確定測量、優先交渉権者との土地売買契約、引渡し

※安中市土地開発公社が想定する事業スケジュールは、あくまで公募時点のものであり、今後の手続きの進捗状況によって工程の遅延や変更が生じることがあります。

5 参加の条件

参加については、次に掲げるすべての事項を条件とします。

- (1) 事業の実施について、実施要領の内容を承諾したうえで、現地に適用される関係法令、条例等を遵守し、参加を申し込むこと。
- (2) 公募の趣旨に沿った出店計画を作成し、本エリア内には商業施設を設置すること。ただし、商業施設の設置を必須とするのは本エリア域の西側（別紙3-1「碓氷川右岸拠点商業地 造成計画（案）」によるA区画及びB区画をいいます。）とし、東側（別紙3-1「碓氷川右岸拠点商業地 造成計画（案）」によるC区画及びD区画をいいます。）については周辺の住環境、生活環境と調和がとれる利用方法であれば特段の制限を設けない。
- (3) 出店店舗については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及びその他これらに類する営業の用に供しないこと。
- (4) 安中市土地開発公社が造成した土地を購入し、事業の用に供すること。また、土地の購入にあたっては本エリアの一部ではなく、全体（別紙3-1「碓氷川右岸拠点商業地 造成計画（案）」によるA区画、B区画、C区画及びD区画のすべてをいいます。）を購入すること。
- (5) 安中市土地開発公社が整備を進めていくにあたり、必要に応じて安中市土地開発公社との協議に応じ、市民等への説明に協力できること。
- (6) 将来的に安中市土地開発公社と土地売買契約を締結するにあたり、本エリアにおいて商業施設が継続して営業されることを担保するために、安中市土地開発公社が買受人に対して所有権移転の制限や買い戻し特約を設定する必要があることについて承諾すること。
- (7) 整備完了後の本エリアを取得し、建設、運営していくための資金力を有し、かつ、建設、運営していく際のリスク管理がなされていること。

6 参加するものの資格

参加希望者は、次のすべての要件を満たす法人とします。

複数の法人が共同で申し込む場合は、申込の代表となる法人を定めてください。また、共同で申し込む場合は、申込に参加する法人すべてが下記の資格を満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申し立てをしていない者であること。

- (4) 安中市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等ではないこと。
- (5) 本社が日本国内に所在し、本社、支店又は営業所が群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、山梨県、長野県又は新潟県のいずれかに所在していて、契約締結の権限を有すること。
- (6) 参加希望者は、整備後の土地について実際に売買契約を締結する法人であること。ただし、共同で申し込む場合は、法人ごとの役割を明記し、売買契約を締結する法人を明らかにすること。
- (7) 適切な情報セキュリティポリシーおよび情報管理体制が整備されていること。
- (8) 過去及び現在において、商業用地等における運営実績があること。
- (9) 商業施設の運営にあたっては、極力、安中市内または周辺地域からの雇用の創出に努めること。
- (10) 公序良俗その他法令等に違反していないこと、又は違反するおそれのないこと。

7 参加希望者への配布書類

(1) 配布期間

令和7年1月31日（金）午前9時から3月19日（水）午後5時まで

(2) 配布場所

〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀245番地

安中市役所 みりょく創出部 商工課 窓口

※商工課は、松井田庁舎内にありますので、来庁の際にはご注意ください。

※配布書類は、安中市ホームページからもダウンロードできます。

(3) 配布書類

- ・公告の写し
- ・安中市碓氷川右岸拠点商業地への出店に関する公募型プロポーザル実施要領
- ・実施要領別添資料（別紙1-1、1-2（①、②）、2、3-1、3-2、4）
- ・参加申込書（単独申請用）（様式1-1）
- ・参加申込書（共同申請用）（様式1-2）
- ・会社概要及び実績（様式2）
- ・出店計画書（様式3-1）
- ・出店計画説明書（様式3-2）
- ・誓約書（様式4-1）
- ・暴力団排除誓約書（様式4-2）
- ・質問書（様式5）
- ・辞退書（様式6）
- ・一次審査評価基準表及び二次審査評価基準表

8 質問及び回答

本要領に不明な点がある場合は質問書（様式5）を次の方法で提出して下さい。ただし、質問を行うことができる者は、参加申込書を提出する予定の者に限ります。

(1) 質問書の受付期間（提出期限）

令和7年1月31日（金）午前9時から2月21日（金）午後5時まで

（2）提出方法

- ・質問書を電子メールで提出してください。
- ・電子メールのタイトルは「プロポーザルに関する質問（安中市碓氷川右岸拠点商業地への出店に関する公募型プロポーザル）」としてください。
- ・電話、窓口による口頭質問とFAX及び期限後の質問は一切受付しません。
- ・質問書の提出後は、電子メールを送信した旨の確認電話をお願いいたします。

（3）提出先

〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀245番地

安中市役所 みりよく創出部 商工課 企業誘致係 宛

電話 027-382-1111（内線2631・2632）

電子メール syoukou@city.annaka.lg.jp

（4）回答方法と回答時期

- ・質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、回答内容を安中市ホームページにて公表します。ホームページでの公表内容は、質問内容と回答内容のみです。
- ・ただし、質問内容が軽易なものであった場合は、質問者のみの回答となる場合があります。
- ・質問に対する回答は、令和7年2月10日（月）から令和7年3月7日（金）にかけて順次行います。質問の内容によっては、回答まで時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

9 申込方法（参加申込書の提出）

本プロポーザルに関する参加申込書は、次の方法で提出して下さい。

（1）参加申込書の受付期間（提出期限）

令和7年3月10日（月）午前9時から3月27日（木）午後5時まで

ただし、期間中の平日に提出してください。

（2）提出物

参加申込書は、所定の様式で下記の添付書類とともに提出してください。

申請者が単体の場合は、下記の提出物をすべて提出してください。複数の法人が共同で申し込む場合には、代表申請者は提出物のすべてを提出し、構成員に関しては構成員欄に○印のあるものを提出してください。

記号	提出物	構成員
ア	参加申込書（単独申請用）（様式1-1） 又は 参加申込書（共同申請用）（様式1-2）	
イ	会社概要及び実績（様式2）	○
ウ	会社案内（パンフレット可）	○
エ	定款	○
オ	履歴事項全部証明書	○
カ	過去3期分の決算書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動	

	計算書、個別注記表) 又は有価証券報告書	
キ	国税、都道府県税、市町村税の納税証明書	○
ク	印鑑証明書 (3カ月以内発行のもの)	○
ケ	出店計画書 (様式3-1)	
コ	出店計画説明書 (任意様式、様式3-2でも可)	
サ	土地利用計画図 (任意様式)	
シ	誓約書 (様式4-1)	○
ス	暴力団排除誓約書 (様式4-2)	○

※用紙の規格は、日本産業規格に準ずるものとし、ア参加申込書 (様式1-1又は様式1-2)、イ会社概要及び実績 (様式2)、ケ出店計画書 (様式3-1)、シ誓約書 (様式4-1)、ス暴力団排除誓約書 (様式4-2) は、A4サイズとしてください。

※イ会社概要及び実績 (様式2) について、「事業内容や事業の実績」、「商業施設への出店または商業施設の運営実績」及び「売上及び経常利益」は審査対象となる項目です。具体的に記載するとともに、記載漏れがないよう、十分に留意してください。

※キ国税、都道府県税、市町村税の納税証明書は、発行から3か月以内のものを提出してください。

※コ出店計画説明書 (任意様式、様式3-2でも可) は任意様式としますが、A4サイズとしてください。枚数は、後述のプレゼンテーションで説明可能な枚数としてください。

※サ土地利用計画図 (任意様式) は任意様式で、A4又はA3サイズとし、1枚に収めるようにしてください。

(3) 提出部数

①参加申込に係る書類

- ・(2) 提出物のア参加申込書 (様式1-1又は様式1-2) からス暴力団排除誓約書 (様式4-2) までの書類を順番で綴り、インデックスを付け、簡易なA4ファイルに綴じこんだうえで1部提出してください。

②一次審査、二次審査用書類

- ・(2) 提出物のコ出店計画説明書及びサ土地利用計画図を各15部提出してください。

③電子データ (PDF形式)

- ・①参加申込に係る書類、②一次審査、二次審査用書類と同様のものを電子データ (PDF形式) で一式提出してください。

※提出した書類の追加、差替え、訂正等はできません。(本市から指示があった場合を除く。)

(4) 提出方法

- ・書類の提出は、原則として安中市役所商工課へ持参するものとします。
- ・郵送する場合は、提出期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」としてください。電子メールによる提出は不可とします。また、郵送の場合は表面に「安中市碓氷川右岸拠点商業地への出店に関する公募型プロポーザル申込書類在中」と朱書きしてください。
- ・電子データ提出は、電子メールより提出してください。ただし、電磁的記録媒体 (CD-R) での提出を希望する場合は、事前に申し出てください。

(5) 提出先

〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀245番地

安中市役所 みりよく創出部 商工課 企業誘致係 宛

電話 027-382-1111 (内線2631・2632)

電子メール syoukou@city.annaka.lg.jp

※商工課は、松井田庁舎内にありますので、来庁の際にはご注意ください。

10 参加申込書の取扱

- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出された書類は参加者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しません。
- ・提出された企画提案書は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として公開しないものとしますが、安中市情報公開条例（平成18年安中市条例第18号）の規定に基づき、開示することがあります。このため、企業秘密等、公開させることにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含めないものとし、当該情報が含まれている場合には、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講ずるようにして下さい。

11 辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退書（様式6）を次の方法で提出して下さい。

(1) 辞退書の受付期間（提出期限）

令和7年3月10日（月）午前9時から令和7年3月27日（木）午後5時まで

ただし、期間中の平日に提出してください。

(2) 提出方法

- ・原則として安中市役所商工課へ持参するものとします。
- ・郵送する場合は、提出期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」としてしてください。電子メールによる提出は不可とします。また、郵送の場合は表面に「安中市碓氷川右岸拠点商業地への出店に関する公募型プロポーザル申込書等在中」と朱書きしてください。

(3) 提出先

〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀245番地

安中市役所 みりよく創出部 商工課 企業誘致係 宛

電話 027-382-1111 (内線2631・2632)

※商工課は、松井田庁舎内にありますので、来庁の際にはご注意ください。

12 審査方法

書類審査による一次審査及びプレゼンテーション等による二次審査を実施します。なお、参加申込書の提出者（以下、参加者といいます。）が1者のみであってもプロポーザルが成立することとし、審査及び優先交渉権者の決定を行います。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 審査方法

提出書類をもとに、申請に必要な資格を有しているか審査します。ただし、参加者が多数の場合は、提案内容を別紙「一次審査評価基準表」に沿って審査し、上位4社程度を一次審査通過者とします。

イ 審査方法

一次審査の結果は、参加者全員に対して、令和7年4月上旬に電子メールで通知します。また、審査の結果は公表しません。

なお、選考の結果、審査内容に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じません。

(2) 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング及び質疑応答）

ア 日時 令和7年4月22日（火）※予定

イ 場所 安中市役所 本庁舎 201会議室

(〒379-0192 群馬県安中市安中1丁目23番13号)

ウ 出席者 4名程度

※複数の法人が共同で申し込む場合は、すべての法人から1名以上出席するようにしてください。ただし、出席者が4名を超える場合は、事前に事務局へご相談ください。

エ 審査方法

- ・審査にあたっては、書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに別紙「二次審査評価基準表」に基づき選定委員が採点し、評価点の和が最も高い参加者（以下、最高得点者といいます。）を優先交渉権者とします。
- ・最高得点者が2者以上ある場合は、委員の評価順位において最も上位とした委員が多い参加者を優先交渉権者とし、最も上位とした委員が同数の場合には審査委員会における協議をもって決定します。
- ・最高得点者の次に評価点の和が高い参加者を次点の優先交渉権者とします。
- ・評価の対象となる参加者が1社の場合、審査委員による評価点の和が満点の10分の6以上かつ、本事業を実施し得る能力があると判断した場合に、当該参加者を優先交渉権者とします。

オ プレゼンテーション・ヒアリング時間

- ・参加者からの説明時間 20分間程度
- ・安中市からの質問時間 10分間程度

カ プレゼンテーション方法

- ・説明者は実際に業務を担当する者を含むものとし、提出書類のコ出店計画説明書、サ土地利用計画図（任意様式）について説明を行います。なお、提出した資料の修正及び新たな資料の提出は不可とします。
- ・プロジェクター及びスクリーンが使用可能です。いずれも必要な場合は事務局にて準備するため、参加申込書提出時に申し出て下さい。

キ その他

- ・プレゼンテーション開始時間の詳細については、二次審査の実施日の10日前を目途に参加申込書記載の電子メールアドレス宛てに通知します。

(3) 審査結果

- ・審査結果は、令和7年5月上旬に電子メールで通知し、後日書面でも通知を行います。

(4) その他

- ・優先交渉権者及び次点の優先交渉権者については安中市ホームページで公表します。その他の審査結果等については公表しません。
- ・結果に対する異議申し立ては受け付けません。

13 審査基準

別紙一次審査評価基準表及び二次審査評価基準表のとおり審査を行います。

14 覚書の締結

審査により決定した優先交渉権者は、「安中市碓氷川右岸拠点商業地の出店に関する公募型プロポーザルに基づく優先交渉権者の決定に関する覚書」を安中市、安中市土地開発公社と取り交わします。

これは、開発予定地が現状では民有地であり、今後、安中市土地開発公社にて用地買収交渉を行い、土地取得後に造成工事を行うことから、現段階では土地の権利やその他開発について、具体的な協議を行うことができないためです。

覚書の締結によって、安中市、安中市土地開発公社及び優先交渉権者において、本エリアにおける開発の方針を確認し、優先交渉権者の将来における造成整備後の土地売買契約予定者としての地位を確認するものとして覚書を締結します。(覚書の案は、安中市ホームページにて公開します。)

15 資格の喪失

参加申込書を提出した者がその後、次に掲げるいずれかに該当することになった場合は、本プロポーザルの参加資格を失います。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) その他、著しく信義に反する行為等があった場合

16 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は、日本語とします。
- (3) 提案は1法人につき、1件とします。ただし、複数の法人が共同で申し込む場合は、共同申込者を含めて1件とします。また、共同申込者と申込をした法人は、個別に申込をすることはできません。
- (4) 複数の法人が共同で申し込む場合の責任の所在は、代表の法人にあるものとします。このため、各種通知等については代表の法人へのみ連絡することとします。
- (5) 本プロポーザルに関することについて、実施要領に定めるもののほかは、審査委員会におい

て決定します。

17 事務局（問合せ先）

〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀245番地
安中市役所 みりょく創出部 商工課 企業誘致係
電話 027-382-1111（内線2631・2632）
電子メール syoukou@city.annaka.lg.jp